

青森県報

号外第八十五号

令和四年
十月十七日
(月曜日)

目次

教育委員会

○青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則……………(教職員課) ……一

人事委員会

○人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当) の一部を改正する規則……………(事務局) ……二

公安委員会

○青森県迷惑行為等防止条例施行規則……………(生活安全課) ……五

公営企業

○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……六
○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(病院事務局) ……八

教育委員会

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号) の一部を次のように改正する。

目次中 「第五章 有効期間の更新等の申請(第二十一条～第二十五条)」を「第六章 雑則(第二十六条～第三十条)」に改める。

第五章 雑則(第二十一条～第二十五条) に改める。

第一条中「授与、有効期間の更新等」を「授与等」に改める。

第二条の表中

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)

平成十九年改正法

教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第十六号)

免許法施行規則

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)

平成二十年改正免許法施行規則

教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)

免許法施行規則

改める。

第三条第一項中「第十六条の二第二項若しくは第二項」を「第十六条第一項」に改め、同項第四号中「第二若しくは第二の二又は同法第五条第二項」を「第二又は第二の二」に改め、同項第五号中「第十六条の二第一項又は第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第五条中「又は第六条第四項」を削り、「第十一号」を「第十号」に改め、第十一号を削る。

第六条中「から第六号まで」を「及び第五号」に改め、第六号を削る。

第七条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条第四号中「第二十三号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第五号中「第二十四号様式」を「第十六号様式」に改め、同条第六号中「第二十五号様式」を「第十七号様式」に改める。

第八条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第十条第一項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、第四号を削り、同条第二項中「第十号」を「第九号」に改め、第十号を削る。

第十九条及び第二十条中、「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。第五章を削る。

第二十六条第一項中「第十七号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第十八号様式」を「第十一号様式」に改め、第六章中同条を第二十一条とする。

第二十七条を削る。

第二十八条中「第二十号様式」を「第十二号様式」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十九条第一項中「第十四項」を「第十八項」に、「第二十一号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第二項中「第二十二号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十条中「第六十五条の十一」を「第六十五条の九」に、「第二十六号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十一条を第二十五条とする。

第六章を第五章とする。

第十号様式から第十六号様式までを削る。

第十七号様式中「(第26条様式)」を「(第21条様式)」に改め、同様式を第十号様式とする。

第十八号様式中「(第26条様式)」を「(第21条様式)」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第十九号様式を削る。

第二十号様式中「(第28条様式)」を「(第22条様式)」に改め、同様式を第十二号様式とする。

第二十一号様式中「(第29条様式)」を「(第23条様式)」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第二十二号様式中「(第29条様式)」を「(第23条様式)」に改め、同様式を第十四号様式とし、第二十三号様式から第二十五号様式までを八様式ずつ繰り上げる。

第二十六号様式中「(第30条様式)」を「(第24条様式)」に改め、同様式を第十八号様式とする。

(青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の廃止)

第二条 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則(平成二十一年三月青森県教育委員会規則第四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則

第一条第一項中「第十項」を「第十一项」に改める。

第三条第一号中「第十条第十一项第三号」を「第十条第十二项第三号」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

第四条 条例第十条第一項の申出は、受給期間延長等申請書(第一号様式)に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び条例第十条第一項又は第三項の規定による退職手当(以下「基本手当に相当する退職手当」という。)の受給資格の決定を受けている場合は受給資格の決定を受けていることを証明する書類(以下「受給資格証」という。)(受給資格証の交付を受けていない場合は基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)であることを証明する書類(以下「退職票」という。)(以下同じ。))を添えて知事(その委任を受けた者を含む。以下同じ。))に提出して行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができることのないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

第四条第二項中「前項に規定する申出は、」を「前項の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「第一項に規定する」を「第一項の」に改め、同条第六項中「第一項ただし書」を「前項の規定は、第六項の場合及び第二項ただし書の場合に

おける第一項の申出に、第一項ただし書に、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「受給期間延長通知書の交付」を「受給期間延長等通知書の交付」に、「その旨」を「その旨」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は退職票」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第四条第四項中「第一項に規定する申出」を「第一項の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「するとともに、受給資格証又は退職票」を「しなければならぬ。この場合（第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、知事は、受給資格証」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第六条を第九条とする。

第五条の見出し中「第十條第十項第二号」を「第十條第十一項第二号」に改め、同条第一項中「第十條第十項第二号イ」を「第十條第十一項第二号イ」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）」を「雇用保険法」に改め、同条第二項中「第十條第十項第二号ロ」を「第十條第十一項第二号ロ」に改め、同条を第八條とする。

（条例第十條第五項の人事委員会規則で定める事業）

第五條 条例第十條第五項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十條第一項に規定する雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十條第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六條の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三條の四に規定する就業促進着手当を除く。）の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと知事が認められたもの

（条例第十條第五項の人事委員会規則で定める職員）

第六條 条例第十條第五項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 条例第十條第一項に規定する退職の日以前に同条第五項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員

（支給の期間の特例の申出）

第七條 条例第十條第五項の申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十條第一項に規定する退職の日後に同条第五項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第十條第五項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 知事は、特例申出をした者が条例第十條第一項に規定する退職の日後に同条第五項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第五項の規定により準用する第四條第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、知事は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合

交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十条第五項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第四条第七項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合における特例申出に、第四条第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合に、第四条第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式 (第4条、第7条関係)

受給期間延長等申請書

① 申請者	氏名	性別	男・女	受給資格証番号
	住所又は居所			
② 退職年月日	年 月 日			
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができなかったため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 []			
④ ③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	診療担当者		
⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
人事委員会規則7—33 (失業者の退職手当) 第4条第1項・第7条第1項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 (知事又はその委任を受けた者) 殿 申請者氏名				
※ 処 理 欄	延長期間	年 月 日から 年 月 日まで		

注意

- この申請書は、知事又はその委任を受けた者に受給資格証 (受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票) を添えて提出すること。
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- ※印刷には、記載しないこと。

第 2 号 様 式 (第 4 条、第 7 条 関 係)

受 給 期 間 延 長 等 通 知 書

申 請 者 氏 名	受 給 資 格 証 番 号	
申 請 受 理 年 月 日	年 月 日	
受 給 期 間 延 長 等 の 理 由	イ 妊 娠、出 産、育 児、疾 病、負 傷 等 に よ り 職 業 に 就 く こ と が で き な い た め ロ 事 業 を 開 始 等 し た た め 具 体 的 理 由	
職 業 に 就 く こ と が で き な い 期 間 又 は 事 業 を 実 施 す る 期 間	年 月 日	日 か ら 日 ま で
延 長 等 後 の 受 給 期 間 満 了 年 月 日	年 月 日	
人 事 委 員 会 規 則 7 ー 33 (失 業 者 の 退 職 手 当) 第 4 条 第 5 項 ・ 第 7 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 上 記 の と お り 受 給 期 間 を 延 長 等 す る。 年 月 日 (知 事 又 は そ の 委 任 を 受 け た 者)		

注 意

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受け取るために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき)には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票)に添えてこの通知書を提出すること。

附 則

(施 行 期 日)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和四年七月一日以降に条例第十条第五項に規定する事業を開始した職員又は改正後の規則第六条に規定する職員に該当することとなつた者について適用する。(経過措置)
- 令和四年七月一日から公布の日の前日までの間に条例第十条第五項に規定する事業を開始した職員又は改正後の規則第六条に規定する職員に該当することとなつた者が、公布の日から起算して二箇月以内に改正後の規則第七条第二項に規定する特例申出をしたときは、同項に規定する期間内に特例申出をしたものとみなす。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の様式により使用されている書類は、改正後の規則の様式によるものとみなす。

公 安 委 員 会

青 森 県 迷 惑 行 為 等 防 止 条 例 施 行 規 則 を (こ) に 公 布 す る。

令 和 四 年 十 月 十 七 日

青 森 県 公 安 委 員 会 委 員 長 野 呂 知 子

青 森 県 公 安 委 員 会 規 則 第 十 二 号

青 森 県 迷 惑 行 為 等 防 止 条 例 施 行 規 則

(趣 旨)

第 一 条 この 規 則 は、青 森 県 迷 惑 行 為 等 防 止 条 例 (平 成 十 三 年 三 月 青 森 県 条 例 第 五 号。以 下 「 条 例 」 と い う。) の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

(位 置 情 報 記 録 ・ 送 信 装 置 の 範 囲)

第 二 条 条 例 第 七 条 第 一 項 第 九 号 の 公 安 委 員 会 規 則 で 定 め る 装 置 は、地 理 空 間 情 報 活 用 推 進 基 本 法 (平 成 十 九 年 法 律 第 六 十 三 号) 第 二 条 第 四 項 に 規 定 す る 衛 星 測 位 の 技

術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第三条 条例第七条第一項第九号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 位置情報記録・送信装置の映像画面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- 二 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）
- 三 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第四条 条例第七条第一項第十号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- 二 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- 三 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

附則

この規則は、令和五年二月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の二」を「第七条の三」に、「第二十五条の五」を「第二十五条の七」に改める。

第七条の二中「第三項」を「第五項」に改め、第二章第二節中第七条の二の次の一条を加える。

（高齢者部分休業）

第七条の三 一般の勤務に従事する職員は、次項に規定する年齢に達した日以後の日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号）第二条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（第二十五条の四及び第二十五条の五において「高齢者部分休業」という。）の第二十五条の四第二項の規定による承認を受けた場合は、勤務しないことができる。

2 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十八条第二項第二号に規定する管理者が定める年齢は、一般の勤務に従事する職員に係る定年から五年を減じた年齢とする。

第十一条中「まで」の下に「及び第七条の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第七条及び第七条の三中「一般の勤務に従事する職員」とあるのは、「特別の勤務に従事する職員」と読み替えるものとする。

第六章第二節中第二十五条の五を第二十五条の七とし、第二十五条の四を第二十五条の六とし、第二十五条の三の次に次の二条を加える。

（高齢者部分休業の申請等）

第二十五条の四 職員は、次項の規定による承認を受けようとするときは、高齢者部分休業承認申請書（第三号様式の九）により知事に申請しなければならない。

2 知事は、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間を超えない範囲内で五分を単位として、高齢者部分休業の承認をすることができる。

3 前項の規定による承認は、高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

(高齢者部分休業の承認の取消し)

第二十五条の五 知事は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となつた場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すことができる。

第三号様式の八の次に次の一様式を加える。

第 3 号様式の 9 (第 25 条の 4 関係)

青森県知事 殿

年 月 日

所 属
職氏名

高齢者部分休業承認申請書

下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

記

1 申請の内容	<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業		<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の時間の延長	
	年	月	日から	年 月 日まで
2 申請期間	(当該職員の定年退職日)			
	毎 日	時 分	から	時 分
3 申請時間	月	時 分	から	時 分
	火	時 分	から	時 分
	水	時 分	から	時 分
	木	時 分	から	時 分
申請時間の合計		時	分	
4 申請の理由				
5 備考				

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦型とする。
 - 2 高齢者部分休業の時間の延長を申請する場合は、申請時間の合計が承認を受けている時間以上となるようにすること。
 - 3 該当する□には、レ印を記入すること。

第四号様式及び第五号様式中「第25条の4」を「第25条の6」に改める。
第五号様式の二及び第五号様式の三中「第25条の5」を「第25条の7」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の四」を「第二十六条の五」に、「第四十二条の四」を「第四十二条の五」に改める。

第二十六条の二中「第三項」を「第五項」に改め、第二章中第二十六条の四の次に次の一条を加える。

（高齢者部分休業）

第二十六条の五 職員は、次項に規定する年齢に達した日以後の日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号）

第二条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）の承認を受けた場合は、勤務しないことができる。

2 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）第十八条第二項第二号に規定する管理者が定める年齢は、当該職員に係る定年から五年を減じた年齢とする。

第四十二条の四中「第十二号様式の七」を「第十二号様式の八」に、「第十二号様式の六」を「第十二号様式の七」に改め、同条を第四十二条の五とし、第四十二条の三の次に次の一条を加える。

（高齢者部分休業の承認の申請）

第四十二条の四 職員（非常勤職員等を除く。）は、第二十六条の五の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業承認申請書（第十二号様式の六）により管理者に申請しなければならない。

第十二号様式の七を第十二号様式の八とし、第十二号様式の六を第十二号様式の七とし、第十二号様式の五の次に次の様式を加える。

第12号様式の6 (第42条の4関係)

青森県病院事業管理者 殿

所 属
職氏名

年 月 日

高齢者部分休業承認申請書

下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

記

1 申請の内容	<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業	<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の時間の延長	
	年 月 日から	年 月 日まで	
2 申請期間	(当該職員の定年退職日)		
	毎 日	時 分から 時 分まで	水 時 分から 時 分まで
3 申請時間	月	時 分から 時 分まで	木 時 時から 時 分まで
	火	時 時から 時 分まで	金 時 時から 時 分まで
	申請時間の合計 時間 分		
4 申請の理由			
5 備 考			

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 - 2 高齢者部分休業の時間の延長の承認を申請する場合は、申請時間の合計が承認を受けている時間以上となるようにすること。
 - 3 該当する□には、✓印を記入すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円